

③

総発0314第1号  
会発0314第1号  
平成23年3月14日

各内部部局長 殿  
中央労働委員会事務局長 殿

大臣官房総務課長  
大臣官房会計課長  
(公印省略)

### 東北地方太平洋沖地震の発生を受けた庁舎内の節電の徹底について

東北地方太平洋沖地震の影響により、本日から、東京電力管内において、大規模停電回避のための「計画停電」が実施されます。この事態を受けて、資源エネルギー庁の依頼も踏まえ、厚生労働本省においても、災害対策業務の実施を最優先としつつ、当面の間、下記のとおり徹底した節電対策を実施します。

また、計画停電に伴い所管の業務・事業に支障が生じる場合においても、それを最小限に抑制するための方策を検討し、早急に実施していただくようお願いいたします。

つきましては、地方支分部局、施設等機関及び所管の法人、事業者、関係団体に対しても徹底した節電及び計画停電に伴い、業務・事業への支障への対応について早急に指示等するようお願いいたします。

### 記

#### (節電対策の内容)

- 昼間における執務室内窓側・廊下側照明の全消灯  
(夜間は、安全を確保・業務を実施するために必要な最低限の照明を点灯)
- 空調機械の抑制運転  
(法令等で定められた館内環境を維持するために必要な最低限のレベルに抑制)
- エレベーター稼働台数の大幅縮減等  
通勤時間帯以外の高層用(青)を6台→4台  
中層用(黄)を6台→5台

※近くの階への昇降は、階段を使用（2アップ・3ダウン）。

- 長時間席を離れる・使用しない場合は、こまめにPCをシャットダウンする。
- コピーの量を必要最小限にする等、OA機器の節電に努める。
- コーヒーメーカー・電気ポットをはじめとする不要・不急の電気製品は使用しない。
- トイレの温水洗浄便座の電源を全て切る。 — 洗浄機は必要
- 各職員は、個人ごとに節電を意識し、勤務時間外を含めて節電を徹底する（不要と感じた照明・電気機器の電源を切る等）。

※ ただし、災害対策業務の実施のために必要な場合は、この限りではないものとする。